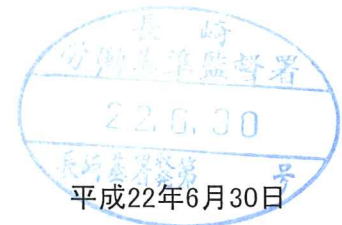


就業規則変更届

長崎 労働基準監督署長 殿



今回、別添のとおり当社の就業規則を作成・変更いたしましたので、労働者代表の意見書を添えて提出します。

就業規則の主な変更事項

●職員給与規程施行細則 別表2 ＜職員Ⅰ種＞

区分	改正前			改正後		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月に支給する場合	140/100	75/100	215/100	125/100	70/100	195/100
12月に支給する場合	160/100	75/100	235/100	150/100	70/100	220/100

＜職員Ⅱ種＞

区分	改正前			改正後		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月に支給する場合	90/100	65/100	155/100	90/100	60/100	150/100
12月に支給する場合	90/100	65/100	155/100	90/100	60/100	150/100

●職員就業規則（契約職員、パートタイマー、登録ホームヘルパーも同様に改正）

条文	改正前	改正後
第22条	（1年単位の変形労働時間制） 第22条 第18条から第21条の規定にかかわらず、労働基準法第32条の4に基づき書面で対象期間を毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合の勤務時間は、「1年単位の変形労働時間制に関する協定書」に添付する勤務割表により、労働日、休日、各労働日ごとの始業時刻・終業時刻・休憩時間を明記する。原則として1週間については40時間、1日については8時間とする。ただし、対象期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1日10時間、1週52時間以内、連続して労働させる日数が6日以内とすることができる。	（1年単位の変形労働時間制） 第22条 第18条から第21条の規定にかかわらず、労働基準法第32条の4に基づき書面で対象期間を毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合の勤務時間は、「1年単位の変形労働時間制に関する協定書」に添付する勤務割表により、労働日、休日、各労働日ごとの始業時刻・終業時刻・休憩時間を明記する。原則として1週間については40時間、1日については8時間とする。ただし、対象期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1日10時間、1週52時間以内、連続して労働させる日数が12日以内とすることができる。
第25条の2		（年次有給休暇の時間単位での付与） 第25条の2 労使協定に基づき、年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。 (1)時間単位年休を取得する場合の1日の年次有給休暇に相当する時間数は8時間とする。 (2)時間単位年休は1時間単位で付与する。 (3)本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。 (4)上記以外の事項については、年次有給休暇と同様とする。

●登録ホームヘルパー就業規則

条文	改正前	改正後
第30条	(特別一時金) 第30条 平成21年6月に特別一時金を支給する。支給対象者は過去1年以上の通年勤務実績がある者で、支給額は次の基準による。 (1)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が120時間以上の者 4万円 (2)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間以上で、108時間未満の者 3万円 (3)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間未満で、平成20年10月から21年3月までの平均労働時間数が40時間以上の者 2万円 (4)平成20年10月から21年3月までの平均労働時間数が40時間未満の者 1万円	(介護職員処遇改善手当) 第30条 介護職員処遇改善手当の支給期間は厚生労働省が示す「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」に定める期間とし、その詳細は別に定める年度ごとの取り扱い要領による。

●パートタイマー就業規則

条文	改正前	改正後
第30条	(特別一時金) 第30条 平成21年6月に特別一時金を支給する。支給対象者は過去1年以上の通年勤務実績がある者で、支給額は次の基準による。 (1)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が120時間以上の者 4万円 (2)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間以上で、108時間未満の者 3万円 (3)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間未満で、平成20年10月から21年3月までの平均労働時間数が40時間以上の者 2万円 (4)平成20年10月から21年3月までの平均労働時間数が40時間未満の者 1万円	(特別一時金) 第30条 パートタイマーの内、介護事業に従事しない者については、平成23年3月に特別一時金を支給する。支給対象者は、平成23年3月1日時点で在籍し、平成22年4月1日から通年勤務実績がある者とする。支給額は次の基準による。 (1)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が120時間以上の者 4万円 (2)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間以上108時間未満の者 3万円 (3)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間未満で、当該年度の4月から翌年1月までの平均労働時間数が40時間以上の者 2万円 (4)労働条件通知書記載の4週間あたりの労働時間数が80時間未満で、当該年度の4月から翌年1月までの平均労働時間数が40時間未満の者 1万円 (介護職員処遇改善手当) 第30条の2 介護職員処遇改善手当の支給期間は厚生労働省が示す「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」に定める期間とし、その詳細は別に定める年度ごとの取り扱い要領による。

●職員給与規程（契約職員も同様に改正）

条文	改正前	改正後
第2条	(給与の種類) 第2条 この規程により職員に支給する給与は、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、介護支援専門員手当、時間外勤務手当とする。	(給与の種類) 第2条 この規程により職員に支給する給与は、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、介護支援専門員手当、時間外勤務手当及び介護職員処遇改善手当とする。

条文	改正前	改正後
第9条		(介護職員処遇改善手当) 第9条 介護職員処遇改善手当は職員Ⅱ種のうち介護事業に従事する者のみに支給するものとし、その支給期間は厚生労働省が示す「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」に定める期間とし、その詳細は別に定める年度ごとの取り扱い要領による。

	改正前	改正後
規則名	・育児休業、育児のための勤務の制限及び育児短時間勤務に関する規則 ・介護休業、介護のための勤務の制限及び介護短時間勤務に関する規則 ・子の看護休暇に関する規則	・育児及び介護休業等に関する規則 (内容は、平成22年6月30日施行の要件を充たすものに改正)

労働保険番号	都道府県		所属	管轄	基幹番号					枝番号			被一括事業番号					
	4	2	1	0	2	0	5	0	5	7	3	0	0	0				
ふりがな	しゃかいふくしほうじん さいかいししゃかいふくしきょうぎかい ほんしょ																	
事業場名	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 本所																	
所在地	長崎県西海市西海町黒口郷1477-1 TEL 0959-29-4081																	
代表者氏名	会 長 山 口 俊 雄																	
業種・労働者数	社会福祉事業 62人																	

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入